

令和 9 年度障害福祉報酬改定の 議論の状況について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた検討の進め方

○ 令和9年度障害福祉報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進める。

令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月以降
令和9年度報酬改定の検討開始			関係団体ヒアリング	関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理	各サービスの報酬等の在り方について検討		サービス横断的な報酬等の在り方について検討	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ	令和9年度政府予算編成	障害福祉報酬改定案のとりまとめ	関係告示の改正、通知等の発出	改定後の障害福祉報酬の適用

※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

はじめに

- 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行から20年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約170万人となり、国の予算額は約2兆3千億円で施行時と比較すると約4.5倍となるなど、支援は年々拡充している。
- 一方で、特に令和6年度障害福祉報酬改定(改定率+1.12%)後においては、総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となる中で、引き続き人材確保が課題となり、サービスの質の低下も懸念される状況がある。そのため、令和8年度には、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、臨時の報酬改定を実施した。
- 引き続き、物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要な質の高いサービスを提供できるよう、必要な対応を行う必要がある。また、制度の持続可能性の確保が重要な課題である中で、こうした観点を踏まえた上で、メリハリのきいた報酬体系とする必要がある。
- 制度面においても、令和8年の社会福祉法等改正法において、中山間・人口減少地域におけるサービス基盤の維持・確保や、障害福祉現場における人材確保・生産性向上等の取組を推進するための見直しが行われたほか、手話施策推進法、高次能機能障害者支援法が成立するとともに、医療的ケア児支援法の見直し等がなされている。
また、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」や、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」、「障害児支援における人材育成に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとまるとともに、本年3月には、令和9年度から令和11年度までの第8期障害福祉計画及び第4期障害児支援計画を作成するための基本方針も示されており、これらを踏まえた対応も求められる。
- このような状況等を踏まえ、令和9年度障害福祉報酬改定において検討を行う際の主な論点について、報酬改定チームでの団体ヒアリングにおける意見も参考としつつ、以下のとおり整理し、今後検討を進めていくこととしてはどうか。

<主な論点(案)>

1. 持続可能なサービス提供体制の確保
2. 希望する地域等での生活の支援や多様なニーズへの対応
3. サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保
4. 地域差や人口減少への対応等

※ 上記の論点は現時点のものであり、今後議論を進めていく中で変更することがあり得る。

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

基本的な考え方

- 前回の令和6年度障害福祉報酬改定以降、障害者本位ではないサービス提供が行われている事案が相次いで明らかとなり、また、「特段の知識や経験は不要」「利益をあげることができる」として、新規の参入・事業実施等を働きかける例も見られている。十分に質が確保されていないサービスを提供する事業者も参入してきている中で、障害福祉に係る総費用の増加や人材確保の困難さといった課題に拍車がかかっており、令和9年度障害福祉報酬改定に当たっては、必要な支援を行っていない事業者ではなく、質の高い支援の提供にしっかりと資源が用いられるようにする見直しが、制度の持続可能性の観点からも必要不可欠である。
事業者指定や指導監査等に関する取組に加え、報酬上もサービスの質の確保・向上に向けた取組を徹底し、メリハリのきいた報酬体系とするなど、総合的な取組を行う必要があるのではないかと。
- その上で、サービス提供体制の確保や希望する地域等での生活の支援、多様なニーズへの対応等について、必要な措置を講じていく必要があるのではないかと。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定) 抜粋

次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

1. 持続可能なサービス提供体制の確保

- 物価高騰、賃金上昇、支え手が減少する中での人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、必要な対応を行う必要があるのではないか。賃上げの状況や経営状況等を把握した上で、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図ることが必要ではないか。
- 人材の確保に向けた取組と併せて、介護テクノロジーの活用など、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するための方策を検討する必要があるのではないか。

<想定される検討事項>

- ・ 物価の変動に適切に対応するための方策
- ・ 他職種と遜色のない処遇改善を図るための方策
- ・ 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するための方策

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

2. 希望する地域等での生活の支援や多様なニーズへの対応

(1) 希望する地域生活の実現に向けた支援や、施設等における暮らしの質の確保

- 地域共生社会を実現する地域づくりを推進する中で、障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援の充実や地域生活支援拠点等の整備の推進を図るための方策を検討しつつ、各サービスの支援の質の確保を図る必要があるのではないか。
- 障害者支援施設については、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する検討会」のこれまでの議論のまとめ（令和7年9月24日）において整理された役割・機能等を踏まえ、具体的な報酬等のあり方について検討が必要ではないか。
- 改正住宅セーフティネット法により居住サポート住宅の制度が創設されたこと等も踏まえつつ、障害者の居住支援を進めるための検討が必要ではないか。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について、のぞまないセルフプランの解消も含め、質の確保や提供体制の整備を図るための方策の検討が必要ではないか。
- 意思決定支援ガイドラインの見直しを踏まえつつ、障害者本人の選択の機会を確保し、本人の意思が尊重され、希望する暮らしを実現するための意思決定支援をさらに推進する必要があるのではないか。
- 精神障害者の地域生活の包括的な支援のため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進する必要があるのではないか。

<想定される検討事項>

- ・ 地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の地域移行の促進や地域生活の継続を支援するための方策
- ・ 障害者支援施設の役割や機能等の整理を踏まえた基準や評価の在り方
- ・ 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策
- ・ 障害者の意思決定支援を推進するための方策
- ・ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに進めるための方策

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

2. 希望する地域等での生活の支援や多様なニーズへの対応(続き)

(2) 多様なニーズへの対応

○ 障害者の重度化・高齢化が進む中、強度行動障害の状態にある児者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要であり、多様なニーズに応じた支援体制の更なる推進に向けた検討が必要ではないか。

その際、手話施策推進法、高次脳機能障害者支援法の成立や、医療的ケア児支援法の改正を踏まえた検討が必要ではないか。

○ 強度行動障害の状態にある児者や医療的ケアが必要な児者など、重度の障害児者の受入体制の拡充に向けた検討が必要ではないか。

○ 障害児から障害者への移行にあたり、障害児支援施策から障害者支援施策への円滑な接続・移行等を促進するための検討が必要ではないか。

○ こうした支援体制を構築していく上では、保健・医療や福祉、その他の施策との連携を更に推進するための方策の検討が必要ではないか。

○ 多様なニーズに応じた支援のため、ピアサポートの取組も更に推進するための検討が必要ではないか。

<想定される検討事項>

- ・ 様々な障害特性に応じた支援体制の充実を図るための方策
- ・ 強度行動障害の状態にある児者や医療的ケアが必要な児者など、重度の障害児者の受入体制の拡充のための方策
- ・ 障害児支援施策から障害者支援施策への円滑な接続・移行等を促進するための検討
- ・ 医療をはじめとした、関係施策・関係機関との更なる連携を図るための方策
- ・ ピアサポートの取組の促進に向けた方策

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

2. 希望する地域等での生活の支援や多様なニーズへの対応(続き)

(3) 障害児支援の質の向上と更なるサービスの充実

- 障害児支援を取り巻く状況の変化や多様化する支援ニーズ等を踏まえ、障害児支援の質の向上や、更なるサービスの充実に向けた方策について検討が必要ではないか。
- そのため、障害児支援を支える人材の育成やチーム支援の推進、支援体制の評価の在り方について検討するとともに、医療的ケア児・重症心身障害児等の支援ニーズの高い児への支援の充実に向けた検討が必要ではないか。
- また、地域全体で障害のあるこどもと家族を支える体制の強化や切れ目のない支援を実現していくため、インクルージョンや家族支援の推進、児童発達支援センターの中核機能の更なる強化に向けた検討が必要ではないか。
- 「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書において整理された、こどもと家族のウェルビーイングを支える包括的な支援の実現に向けた方向性を踏まえ、これを具現化するために必要な対応について検討が必要ではないか。

<想定される検討事項>

- ・ 障害児支援の質の向上のための人材育成、チーム支援の推進及び支援体制の評価の在り方に関する方策
- ・ 児童発達支援センターの中核機能の更なる強化に向けた方策
- ・ インクルージョン及び地域支援・地域連携の推進に向けた方策
- ・ 医療的ケア児・重症心身障害児等の支援ニーズの高い児への支援の充実に向けた方策
- ・ 家族支援の推進及びライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向けた方策
- ・ 障害児入所施設における家庭的な養育環境の推進に向けた方策
- ・ 障害児入所施設における機能強化に向けた方策

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

3. サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保

(1) 事業者の質の確保

- 障害福祉サービス等の予算額が社会保障費全体を上回る伸び率で年々増加し、営利法人を中心に、事業所数や利用者数が大幅に増加しているサービスが見られる中、制度の持続可能性の確保が重要な課題となっており、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とする必要があるのではないか。
- 事業者の質の確保に向けては、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、質の低下も懸念される中で、令和8年度報酬改定においても一定の対応を図ったところであるが、更なる対応を検討することが必要ではないか。
また、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」、「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」、「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」等を発出してきたところであるが、こうしたガイドラインの内容も踏まえつつ、更なる対応を検討すべきではないか。
- 虐待防止措置の実施や情報公表制度の対応、業務継続計画の策定など、事業者に求められる対応を着実に進めるための検討が必要ではないか。また、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、利用者の障害特性等も考慮しながら、カスタマーハラスメント対策の対応を検討する必要があるのではないか。
- 各事業所において、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されるよう、従事者に求められる要件や研修など、支援の質の向上を図るための対応を検討する必要があるのではないか。
- この他、事業者の質の確保に向けて様々な方策を検討すべきではないか。

<想定される検討事項>

- ・ サービスの質を確保するための運営基準、報酬の算定要件等のあり方
- ・ 管理者等の要件や研修など、支援の質の確保を図るための方策

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

3. サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保(続き)

(2) 各サービスにおける適正な評価

- 障害福祉サービス等の予算額が社会保障費全体を上回る伸び率で年々増加し、営利法人を中心に、事業所数や利用者数が大幅に増加しているサービスが見られる中、制度の持続可能性の確保が重要な課題となっており、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とする必要があるのではないか。【再掲】
- サービス提供にかかる移動時間や定員規模など、サービス提供の実態に応じた報酬のあり方を検討する必要があるのではないか。また、サービスの提供にあたって、中立性・公正性の確保を図ることも必要ではないか。さらに、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえた検討が必要ではないか。
- 障害者の就労支援については、利用者や働き方の多様化等など障害者の就労を取り巻く環境の変化や、新たに始まった就労選択支援の状況等も踏まえつつ、「障害者就労に係る雇用福祉横断検討会」の議論の状況等も踏まえながら、障害者の就労を支援するための更なる方策を検討すべきではないか。
- この他、各サービスにおいて、適正な評価に向けた方策を検討すべきではないか。

<想定される検討事項>

- ・ サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価
- ・ 経営状況等を踏まえた報酬の設定
- ・ 障害者の希望や能力に沿った就労支援を推進するための方策
- ・ 経過措置への対応

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点

4. 地域差や人口減少への対応等

- 国家公務員の地域手当について、令和6年8月の人事院勧告において級地区分を設定する地域の単位を広域化する等の見直しがなされており、こうした状況を踏まえ、障害福祉分野における地域区分についても、市町村の意向を確認しつつ、検討が必要ではないか。
- 国庫負担基準については、国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方、財源に限りがある中で、国費を公平に配分し、市町村間のばらつきをなくすために設けられた制度であるが、地方自治体の負担に関する意見も出ているところであり、対応のあり方について検討が必要ではないか。
- 障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保は課題であり、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめも踏まえつつ、共生型サービスなどの効果的な活用も含め、地域の実情に応じたサービスの維持・確保を図る方策を検討すべきではないか。社会福祉法等改正法により新設された地域の実情に応じた配置基準や包括的な報酬の仕組みが導入可能となるサービス類型について、その基準や報酬の仕組みの検討が必要ではないか。

<想定される検討事項>

- ・ 令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の設定
- ・ 国庫負担基準のあり方
- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス維持・確保のための方策